

京都市告示第517号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年1月16日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
神宮道	左京区岡崎最勝寺町94番地地先内	告示の日
嵯峨緯102号線	右京区嵯峨広沢御所ノ内町51番地の1地先から同町22番地地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)